

平安時代の古記録と『小右記』長元四年条

三橋 正*

はじめに

藤原実資（九五七～一〇四六）の日記『小右記』は、平安時代における摂関政治・国風文化（王朝文化）全盛期の最大かつ最良の記録（日記）である。特に寛仁二年（一〇一八）十月十六日条は有名で、栄華の絶頂にあった藤原道長（九六六～一〇二七）が三女威子を後一条天皇の皇后とした立后の儀を記し、夜の宴席で道長が詠んだ「この世をば我が世とぞ思ふ望月の欠けたることもなしと思へば」という歌を伝えている。

『小右記』は史料大成および大日本古記録に翻刻され、多くの研究者に活用されているものの、これまでに書下し文や註釈は完成されていない⁽¹⁾。五〇年以上にわたる膨大な記載量に加え、一日ごとの記述が詳細かつ難解であることが、註釈作業を困難にしてきたといえる。筆者も黒板伸夫氏を中心とする『小右記』講読会で、書下し文・註釈の作成を進

めてきたが、二十年近くを経た今年になって、やっと長元四年（一〇三二）条についてのみ刊行できることになった⁽²⁾。かねてより公にしていたことであり、文字通りの牛歩に対してお叱りの詞があることは存知している。しかし、古写本（宮内庁書陵部蔵の旧伏見宮本）から読み直すと、これまでの翻刻の誤りや解釈の違いが出て来たとし、複数の日に渡って記されている多くの事柄を整理する作業は難航を極めた。これまでに刊行された他の日記の書下し文や註釈は、参考になるものの、一定の形式があるわけではなく、私たちは『小右記』の註釈にふさわしい形式を根柢から模索しなければならなかった。その結果として、源経頼（九八五～一〇三九）の日記『左経記』同年条の書下し文を併収するだけでなく、『日本紀略』の書下し文と両日記が対照できるようにし、更に解説・索引を加えることになった。また、記録独特の漢文体（変体漢文）を読むにあたり、内容がわかり、かつ時代固有の語彙・語法を活かした訓読（書下し文）の方法を案出した。このような新しい試みを加えた註釈書は、これから平安時代史の研究を志す人たちに役立つだけでなく、日本の歴史・文化・文学・言語などの研究の進展に少なからず貢献できると思われる。

本注釈書の製作過程において知り得た事柄は非常に多く、すべてを伝えきれないと思われない。また、長元四年という限られた年の枠を超えて検証しなければならないことも少なくないが、刊行に先立って本稿にて、平安時代に貴族社会で成立した漢文の日記を付ける文化の意味、その中の『小右記』長元四年条の位置、小野宮流による古記録文化の継承、古記録の語法と訓読などについてまとめておきたい。

一、日本における漢文日記の定着

記録（古記録）は、歴史学で文書（古文書）と並ぶ重要な文献史料とされる。文書は、差出人と受取人があるもの、いわゆる手紙である。それに対し記録は、広義には回想録・物語・紀行・訴訟文書・儀式書・目録・編纂物などを含めるが、狭義には毎日の出来事を記した日記のことを指す。日記とは、自らが見聞・経験した事柄を後日の参考・備忘のために書き記したもので、その日その日に書き継いだ「日次記（日並記）」の他に、「一事件の一部始終を記した事記があり、日次記（本紀）がある場合には「別記」といった。さらに、重要な事項ごとに日記の記事を抄出して類化したものを「部類記」といった。日記の分類は様々であるが、大きく公日記（公用日記）と私日記とに分けるのが一般的である。そして、日本特有の漢文で日記を付ける風習が定着する背景に、平安貴族社会における公日記から私日記への展開があり、それ故に私日記が「公」的な意味を持って伝承されて来た歴史があることに留意しなければならぬ。日記は異なる家柄・地位・職掌の人々によって書かれ、性格・年齢・学識・立場などから内容に相違があり、時には歪曲・潤色や過誤も認められ、真実のみが記されているわけではないと考えるのが普通であろう。しかし、貴族社会における漢文日記（記録）は、先例（前例）を最も重視する中で、自らが先祖の日記を参照・書写し、後世において自らの日記もそうされることを強く意識して書かれていたのであり、虚偽の記載は非常に限定的で、信憑性の極めて高い史料とされるのである。真実を正確に記録するという姿勢の淵源は、中国の正史や、その編纂材料とされた起居注などにも求められるが、多くの私日記が書

写されて遺されるという現象は、貴族社会が生み出した日本特有の文化といえる。

日本における日記の起源として、『日本書紀』斉明天皇五年（六五九）七月戊寅（三日）条の注に引かれる『伊吉連博徳書』『難波吉士男人書』や、『釈日本紀』（巻一五・述義一一）に引かれる天武天皇朝頃の『安斗智徳日記』『調連淡海日記』などがあるが、これらは遣唐使や壬申の乱という特殊な事象についての記録と考えられている。奈良時代になると、天平十七年（七四五）の写経所の日記（一卷、知恩院蔵）や同十八年二月・三月の具注曆に記された私日記（記主不明、正倉院文書）があるが、いずれも断片的で、習慣化していたとはいえない。律令の規定を見ても、公務の日記（公日記）については『職員令』『中務省』に内記の職掌として「凡御所記録事」とあるだけで、しかも『内記日記』についてはわずかな逸文が現存するに過ぎない。平安時代に入ると宮廷や官衙での日記が本格化する。太政官の外記が職務として記録した『外記日記』は、『政事要略』（巻二九・年中行事・十二月下・追難）に引く延暦九年（七九〇）閏三月十五日の『外記別日記』が最も早い記事であるが、その規定が定められたのは弘仁六年（八一五）正月廿三日の宣旨（『類聚符宣抄』第六・外記職掌）による。同時代に設置された蔵人所でも、六位蔵人が当番を組んで『殿上日記』を記すようになっていた。共に逸文しか残らないが、『外記日記』は史書の編纂に用いられたことも明らかである。他にも『近衛陣日記』『檢非違使序日記』などが知られ、このような公日記の盛行は、弘仁年間（八一〇～八二四）に格式の編纂が本格化したことと無関係ではないであろう。

宮廷や官衙で定着した日記を付ける習慣が次第に個人のレベルへと移行したことは容易に想像されるが、その転換点に『宇多天皇御記』があ

る。六国史の最後である『日本三代実録』にある光孝天皇の歴史で官撰国史は終わり、その次の天皇から日記が遺されているのである。もちろん以前にも私日記が存在しなかったわけではないが、宇多天皇（八六七〜九三一）は臣籍に降下してから即位した初めての天皇で、元服後に侍従（王侍従と称される）となって陽成天皇に仕え、元慶八年（八八四）には源朝臣を賜わっていたのであり、この官人として仕えていた時代に身につけた日記を付ける習慣が、天皇になっても継承されて御記（宸記）を生んだと考えることができる。天皇の日記は、宇多天皇の子の醍醐天皇、そして孫の村上天皇にもあり、『三代御記』と総称される。この頃から摂関政治を主導した藤原氏ら公卿の日記も多くなるが、その基盤には、職務として公日記を付ける習慣があったことに加え、天皇の御記が範とされた可能性が考えられる。

親王の日記としては、本康親王（？〜九〇一）の『八条式部卿私記』が古い。若干の逸文が伝わるのみで詳細はわからない。またまとめて遺されているのは、醍醐天皇の第四皇子で天曆四年（九五〇）に式部卿となった重明親王（九〇六〜五四）の『吏部王記』（史料纂集）である。

公卿の日記としては、醍醐・朱雀・村上の三天皇を摂政・関白として支えた藤原忠平の『貞信公記』（大日本古記録）があり、子の実頼によって抄録された『貞信公記抄』（天理図書館善本叢書）が写本として伝わっている。実頼の日記としては、逸文しか伝わらないが、『清慎公記（水心記）』があった。弟の師輔には『九曆』（大日本古記録）があり、また父忠平の訓戒を子孫に伝えるために書かれた『九条殿遺誡』（日本思想大系）では、「日中行事」で前日の出来事を毎朝記すとし、さらに日記の付けた方について、

次見「曆書」可_レ知_二日之吉凶、年中行事略注「付件曆、毎日視_レ之、次

先知_二其事_一兼_二用意_一、又昨日公事若私不_レ得_レ心事等、為_レ備_二忽忘_一、又聊可_レ注_二付件曆_一、但其中要_レ枢公事、及君父所在事等、別以_レ記_レ之可_レ備_二後鑑_一、

として、日の吉凶を知ったり年中行事を書き込んでおいたりする具注曆に、公事などを「忽忘に備へむが為」に注付し、重要な公事・天皇や父がいた時のことなどを別に記して「後鑑に備」えるとしている。そして、具注曆に儀式作法などを記録し、先例として利用するという姿勢は、以後の貴族たちに継承され、最高身分の者までが日記を付けるという古記録文化が定着したのである。後世になると日記を遺す特定の家系が「日記の家」と称されることになるが、摂関期には官人として出仕し、自らの出世と家系の繁栄を願う者の多くが、日記を付ける習慣を身につけていたといえるであろう。

宮廷の儀式や故実に関心を寄せて父祖の先例を尊重するという姿勢は、藤原忠平の「教命」として子孫たちに受け継がれていたが、実頼の系譜と師輔の系譜との間で異なる流派が生れることにもなった。住んでいた邸宅にちなんで、実頼に始まるものを小野宮流、師輔に始まるものを九条流といい、実頼の養子実資によって完成された『小野宮年中行事』と師輔自身による『九条年中行事』という、それぞれの名を冠した儀式書（年中行事書）も著わされた。しかし、両書とも年中行事障子（藤原基経が光孝天皇に献じ、清涼殿広廂東簀子南に立てられた）の項目に加筆をしたものであるように、両流に超え難い差違があるわけではない。日記についても双方のものが等しく重用された。

具注曆の余白に日々の記録を書き綴っていた様相は、師輔の孫である藤原道長（九六六〜一〇二七）の日記『御堂関白記』の自筆本（陽明叢書・大日本古記録）から知ることができる。但し、『御堂関白記』の起

筆は道長が廟堂の頂点に立つ左大臣となった長徳四年（九九八）からであり、記述も乱雑かつ粗拙で、一般的な記録のあり方とかけ離れていた。同時代の九条流の日記としては写本しか伝わらないが、藤原行成（九七二〜一〇二七）の『権記』（史料大成・史料纂集）の方が日記として規範的で、記事も詳しく書かれている。

藤原行成は天禄三年（九七二）に右近権少将義孝の子として生まれたが、祖父伊尹（師輔の長子で一条摂政と呼ばれた）の養子となっていたらしい。⁸⁾しかし、共に幼少の時に死別し、生母の父である醍醐源氏の中納言保光（桃園中納言）の庇護のもとに養育された。永観二年（九八四）に十三歳で叙爵（従五位下）し、寛和二年（九八六）に昇殿、ついで左兵衛権佐となっている。この頃までに日記を付け始めたと考えられるが、現存する『権記』は正暦二年（九九一）九月七日の任大臣儀からである。そして長徳元年（九九五）に蔵人頭となり翌年から弁官を兼ね、長保三年（一〇〇一）に参議、寛弘六年（一〇〇九）に権中納言、寛仁四年（一〇二〇）に権大納言となる。三蹟の一人として有名であるが、源俊賢・藤原公任・同斉信と共に「寛弘四納言」と称されたように有能な貴族官僚であり、特に一条天皇の信任が篤く、『権記』にも一条朝の儀式・政務、左大臣道長との遣り取り、天皇崩御の場面などが詳細に記されている。『権記』は寛仁元年（一〇一七）八月末まで伝わるが、それ以降の記事も『改元部類記』などにも引用されている。また、行成がまとめた儀式書として、約七三〇の項目からなる『新撰年中行事（行成大納言家年中行事・行成抄）』（東山御文庫蔵）がある。⁹⁾

同時代の小野宮流の日記として『小右記』があり、少し時代が降って宇多源氏の源経頼の日記『左経記』（史料大成）がある。

源経頼（九八五〜一〇三九）の祖父は左大臣源雅信、父は参議左大弁

扶義であり、外舅（妻の父）の一人に藤原行成がいる。¹⁰⁾経頼は長徳四年に十四歳で叙爵（従五位下）、寛弘二年（一〇〇五）に玄蕃頭となり、次侍従・少納言、和泉守などの国守、蔵人・蔵人頭、内蔵頭、中宮亮などを経て長元三年（一〇三〇）に参議となるが、何と云っても長和三年（一〇一四）に左少弁となつてから長暦三年（一〇三九）に左大弁で没するまで二十五年も弁官職を勤め、太政官政治の実務に携わった。現存する『左経記』は長和五年正月から長元八年六月まで（後人が凶事に関わる事項を部類した『類聚雜例抄』を合わせると長元九年まで）であるが、『御産部類記』『台記』『魚魯愚別録』『官奏抄』『列見并定考部類記』などに引かれる逸文から、起筆は寛弘六年（一〇〇九）以前で、没年まで記されていたことが知られる。また実務官僚の立場から儀式次第を把握するため、『西宮記』勅物（青標書）を作成し、文書の書式や発行手続きについての先例を知るために『類聚符宣抄』（国史大系）を編纂したと推定されている。

このように撰定期に根付いていた日記を付ける習慣は、公務遂行上の典拠を書き残すという公日記の伝統を受け、朝儀を過誤なく執行するために先例を重視するという貴族の政治意識のもとで育まれた。それ故に、自ら日記を書くだけでなく、先祖の日記を書写し、さらに諸家の日記をも蒐集するようになり、事項別・職掌別の部類記が作成された。その営為は各種の『年中行事』の作成につながり、更に詳しい儀式書（故実書）として源高明の『西宮記』、藤原公任の『北山抄』、大江匡房の『江家次第』などを生んだ。¹²⁾日記の多くが自筆本ではなく写本として遺った理由は、このような貴族社会特有の文化による。また、散逸した日記について、その存在や逸文が知られるのも、同じ精神により後世の日記や儀式書などに引用されたからである。

漢文日記を書くという古記録文化は、前代の日記を書写して後代に遺すという作業と表裏一体の関係であった。そして、その作業の中で日記に名称(書名)が与えられたのであるが、後世の人が付けたので、必ずしも統一されていたわけではない。記主の姓名・称号・官職などから二字を組み合わせるのが普通だが、死後に作られるので諡号(おくりな)や極官(その人が着いた最高の官職)が用いられ、さらに工夫が加えられる場合もある。この命名法(ネーミング)にも時代特有の感覚と日記の性格が表われているので、簡単にまとめておきたい。¹³⁾

『三代御記』とも総称される宇多天皇・醍醐天皇・村上天皇の『御記』(『宸記』)は、それぞれの天皇の時代を象徴する年号により『寛平御記』『延喜御記(延長御記)』『天曆御記』などともいう。

重明親王の『吏部王記』は、天曆四年(九五〇)に任命された式部卿が極官であり、その唐名である「吏部尚書」にちなむ命名である。『李部記』『李部王年々記』『吏記』『李記』ともいい、また『式部卿親王記』『重明親王記』『重王記』『重記』ともいう。

藤原忠平の日記を『貞信公記』というのは、死後に「貞信公」と諡号されたからである。

藤原実頼の『清慎公記』も諡号からであるが、その「シ(さんずい)」と「ト(りっしんべん)」を採って『水心記』ともいい、その邸宅にちなんで『小野宮殿記』ともいう。

藤原師輔の『九曆』は「九条殿の曆記(曆に書かれた日記)」ということで、『九記』『九条殿記』という名称の他、極官であった右大臣の唐名を使って『九条右丞相記』ともいう。

藤原道長の『御堂関白記』の「御堂」は出家後に建立した無量寿院(法成寺)を「御堂」といったことから来ているが、関白になっていな

いので、正確には『法性寺撰政記』または『道長公記』の名称を使うべきであろう。

藤原行成の『権記』は極官の「権大納言」から付いた名称で、『権大納言記』『行成卿記』などともいう。

源経頼の『左経記』は「左大弁」と「経頼」の一字ずつを採って付けられているが、その字の偏だけを採用して『糸束記』ともいい、他に『経頼記』『故経頼左大弁記』『源大丞記』(大丞は左大弁の唐名)などともいう。

藤原実資は自らの日記を「曆」「曆記」などと書いているが、同時代には『右府御記』などと呼ばれている。現在一般化している『小右記』は『小野宮右大臣記』のことであるが、「小野宮」と右大臣の唐名「右府」とから二文字目を組み合わせて『野府記』ともいう。『小野宮記』『小記』などともいうが、同じ小野宮殿である祖父(養父)の実頼と区別するために「後」や「続」を付けて『後小野宮右大臣記』『後小記』『続水心記』などともいう。

これらの名称からも、貴族の私日記が「公」的な意味を持ち、かつ家の誇りをもって書かれ、受け継がれていたことが知られ、その記載の信憑性の高さが窺える。特に撰関期の日記は、政治・経済・社会・文化のすべてを領導していた最上級の権力者たちによって書かれたもので、学術的な価値は計り知れないのである。

二、藤原実資について

『小右記』と記主藤原実資についての論考は多いが、その関心は藤原道長との関係に偏重しており、記主の立場の変化と記述の関係、特に晩

年の実資による日記の特質については十分に考察されていない。そこで本章で藤原実資の略歴をまとめ、次章で『小右記』の記載を概観し、長元四年条の位置づけを明らかにしておきたい。尚、『小右記』の記事については日付のみとして書名を省略し、引用には大日本古記録（以下、古記録本）を用いるが、必要に応じて史料大成（以下、大成本）を参照し、長元四年条については宮内庁書陵部蔵の旧伏見宮本による翻刻を反映させる。¹⁵⁾

藤原実資は天徳元年（九五七）に参議斎敏の四男として生まれた。母は播磨守藤原尹文の娘である。祖父実頼の養子となり小野宮邸を伝領したので「後小野宮」といわれ、右大臣を極官としたので「小野宮右大臣」といわれる。

安和二年（九六九）に十三歳で元服と同時に叙爵（従五位下）し、その四ヶ月後に侍従となった。翌天禄元年正月に昇殿するが、同年五月に養父実頼（摂政・太政大臣）は薨じてしまう。同二年三月に左兵衛佐、同四年七月に右近権少将となるが、その年の二月に父斎敏（右衛門督・檢非違使別当）が薨じてしまう。その後、近江権守・伊予権介を兼任しながら加階して従四位上となり、天元四年（九八一）に二十五歳で円融天皇の蔵人頭となった。この時、叔父頼忠（実頼の二男、保忠の養子）が関白・太政大臣となっており、翌年にその娘遵子が皇后となると実資は中宮亮も兼任して政権を支えた。

実資はさらに花山天皇の蔵人頭となり、寛和二年（九八六）一条天皇の即位により九条流の兼家が摂政となった時に中断するが、天皇の父である円融上皇の後押しもあって翌永延元年（九八七）に復帰した。中断を挟みながらも三代の天皇の蔵人頭を勤めたことは、実資の有能さを示している。しかし、蔵人頭が参議（公卿）への昇進コースであったこと

を勘案すれば、その出世が順調であったとはいえない。関白頼忠の時代は蔵人頭のまま、摂政兼家の時代には道長を含む九条流の子息たちに先を越されてしまう。参議になったのは永祚元年（九八九）、三十三歳の時で、円融上皇の存在があったからであるが、正暦二年（九九一）に上皇は崩じてしまう。その前年に薨去した兼家から息道隆への政権委譲さらに長徳元年（九九五）の道隆の急死による弟道長と息伊周の争いと道長政権の確立などについて、実資としては傍観するしかなかったであろう。

政務・儀式に精通した実資は、同年五月に内覧宣旨を受けた道長の政権構想に必要とされたようで、その三ヶ月後に権中納言となった。そして、翌年正月に起こった伊周・隆家兄弟による花山法皇襲撃事件（長徳の変）で、実資は右衛門督・檢非違使別当として処理に当たり、まだ安定感を持っていなかった道長政権を助ける形となった。この直後、実資は中納言になり、督・別当の両職は辞したが、長保元年（九九九）に正三位、同二年に従二位となり、同三年には権大納言で右大将を兼ねた。実資は道長のもとで上卿として儀式・政務を執行できる身分（中納言）から、大臣に代わって官奏を行なえる大納言にもなり、さらに近衛府の大將という要職を得たのである。右大将の職は、実資八十七歳の長久四年（一〇四三）まで、四十三年間も勤めることになる。

道長が左大臣となってから一条朝は安定し、右大臣藤原頼光、内大臣藤原公季、大納言藤原道綱・藤原懐忠（位階は長保五年に正二位となった実資より下）という体制に変化がなかったが、寛弘六年（一〇〇九）に懐忠が辞し、実資は大納言となった。このように道長に取り込まれたとはいっても、その言いなりとなる他の公卿たちとは一線を画していた。既に正暦二年に藤原佐理が参議を辞してから、実資は小野宮一門の筆頭

公卿ではあった。しかし、その存在意義は廟堂における不動の地位を確立してこそ発揮され、九条流が全盛を迎えた時代において、小野宮の嫡流としての誇りから、道長一家に対して毅然とした態度で臨めたのである。長徳二年の花山法皇襲撃事件に際しては縁坐を行なうべきでないと言し（五月四日条）、長保元年（九九九）に道長が彰子入内のための屏風和歌の詠進を諸卿に求めた時、それにただ一人応じなかった（十月廿八日条）。また、三条天皇即位の翌年の長和元年（一〇二二）、故藤原済時の娘城子が三条天皇の皇后として立後の時、諸卿が道長の娘中宮妍子をはばかりる中で、「天に二日無く、地に二主無し」という道理から、藤原隆家らと共に参内して儀式を行なった（四月廿七日条）。さらに、後一条天皇の寛仁三年（一〇一九）に起こった刀伊の入寇の際には、恩賞を賜与するという官符発令の先後に関係なく、これを撃退した者に賞を行なうべきだと強硬に主張し、それを行なわせた（六月廿九日条）。

以上は、実資の剛直さと小野宮の自負を示すこととして、しばしば指摘されてきた。特に三条天皇から「方人」（自分の側の公卿）と見なされたこともあり（長和元年四月十六日条）、その時代に天皇と不和であった道長と距離を置き、日記にも随所に道長批判を書いている。九条流に対して小野宮流の立場を堅持しようという意識が強かったことは事実で、実資を論じる場合にその点が強調される傾向があるが、実際に道長と対立することはなく、貴族社会特有の自己保全と調和の原理によって行動していた点にも留意する必要がある。後一条天皇の即位により外祖父である道長の權威が揺るぎないものとなると、実資もそれを受け入れて、より積極的に道長に接近せざるを得なくなるのである。

実資に期待されたのは、第一にその知識を活かした儀式の執行者としてであり、第二に道長の次の世代（頼通）の体制を補佐することであっ

た。それは、長和五年（一〇一六）正月に後一条天皇が即位し、道長が外祖父として摂政となると、三月廿六日には一上の権限を右大臣顕光一人ではなく当日出勤の大納言以上の公卿にも分与するという措置をとったことに明らかである（三月十六日条、『御堂関白記』同月廿六日条¹⁶）。これにより、右大臣顕光・内大臣公季だけでなく、大納言の実資（上席に道綱もいる）はもちろん、権大納言の齊信・頼通・公任もが除目などを行なえるようになった。四節会（元日・白馬・踏歌・豊明）の内弁を勤めるのも一上が原則であったが、道長は既に長和四年（一〇一五）の段階で、頼通に元日節会の内弁、実資に白馬節会の内弁を勤めさせている（『御堂関白記』¹⁷）。頼通の内弁はその一度だけであるが、実資は同五年の白馬節会の内弁、翌寛仁元年（一〇一七）の元日節会の内弁も勤めている。その三月に頼通が道長から摂政を譲られると、実資への儀式依存は一層顕著になり、その年から四年連続で十一月の豊明節会の内弁となっている。そして、治安元年（一〇二二）七月に顕光が左大臣を辞し、関白左大臣頼通、太政大臣公季、右大臣実資、内大臣教通という新体制が出来上がると、節会の内弁・重要な儀式の上卿のほとんどは実資が担当した。それが自他共に「完璧」と認めるものであったことは、治安元年十一月に御前の官奏の上卿を勤めた際、「過失」の無かったその儀を群臣が参集して競い見ただけでなく、道長の賞賛を得たことに象徴される（十一月九日・十日・十六日条）。さらに春の除目（県召除目）でも、天皇と共に御簾の中にいる関白頼通に代わって儀式を取り仕切る大臣の役を行なうようになる（万寿四年正月廿五〜廿七日条）。道長は寛仁三年三月廿一日に出家し、万寿四年（一〇二七）十二月四日に六十二歳で入滅するが、それまでに頼通へ政権を委譲するにあたり、実資を重用し、重責を担わせた。実資は廟堂の頂点に立つことはなかったが、頼通のも

とで重要な朝儀を取り仕切る立場となり、「儀式の完璧なる執行者」としての名声を確立することになった。

この間、実資に道長一家への批判がなかったわけではなく、例えば寛仁元年十月の仁王会で簾中に控える道長について「帝王の如し、人臣に非ず」と非難したり(十月八日条)、道長の上東門第(土御門殿)・頼通の高陽院などの造営に対する人々の「憤懣」を伝えたりしている(同二年六月廿日・同三年二月八日)。けれども、冒頭に指摘した道長の三女威子入内の日の出来事などに象徴されるように、道長の気遣いもあり、実資は自らの存在を道長家(摂関家)の体制内に置くしかなかった。それは、道長が出家した時、八日後に面会を願い出て、隠居しないで月に五六回は参内するように促していることから窺える(同三年三月廿九日条)。このような努力なしに、養子たちを出世させ、比叡山で出家していた息良円を僧綱にするなど(同三年八月十三日条などに律師の話があり、長元元年十二月に権律師となる)、一家の繁栄をもたらすことはできなかったであろう。実資が頼通の時代に重鎮となり得た背景には、このような道長一家との接近があったのであり、九条流に対する意識も対抗心だけと見なすことはできない。先述したように、実資は摂政兼家の時に参議(公卿)となったので、その恩を忘れなかったという逸話が、『古事談』(第二・臣節)に、

実資大臣者、依^(兼家)大入道殿恩^(道長)至^(兼家)大位之人也、依^(兼家)思^(道長)其恩^(道長)彼御遠忌日必被^(兼家)参^(道長)法興院、御堂仰云、アツキ比也、何強如^(兼家)此被^(道長)参哉云々、右府云、ナニカ令^(兼家)知給、我者依^(兼家)彼御恩^(道長)如^(兼家)此人ニ成畢、為^(兼家)報^(道長)其御恩^(道長)参仕也、不可^(兼家)令^(道長)知給云々、

とある。事実、右大臣になっても兼家の忌日に合わせて行なわれる法興院の法華八講に参入しており(治安二年七月二日・同三年七月二日・万

寿二年七月二日・同四年七月四日条など)、それを主催する道長への配慮が窺える。また、三十五歳年下の頼通に対しては、好意以上の愛情を注いでいたようで、清涼殿東廂で二人が抱き合っている夢を見て「若し大慶有るべき歟」と記している(長元二年九月廿四日条)。

道長一家に接近しようという意識は、実資の娘千古について見ても明らかである。千古は寛弘八年(一〇一一)頃の生まれで、『大鏡』に「かぐや姫」とある、文字通りの箱入り娘であるが、実資は後一条天皇に入内させようとは一切考えなかったようである。千古の婚姻については先ずは治安三年(一〇二三)に頼通から養子である源師房との話が持ちかけられたが、うまく運ばず、万寿二年(一〇二五)頃には道長の六男である新中納言長家と結婚させようとしたが、それも取り止めになった。そして長元二年(一〇二九)、道長の二男頼宗から千古と同じ十九歳の長男兼頼(道長の孫)との縁談が持ちかけられ、それを受け入れたのである⁽¹⁸⁾。

後一条天皇の後宮に中宮威子しかいないことから明らかなように、道長の絶対的権威が確立するに従って、他家の貴族たちには天皇の外戚となつて廟堂の首班になろうという気概がなくなり、子女があれば天皇・東宮ではなく道長の子息と結婚させるようになる。小野宮流の公任(頼忠の長男)が長女(母は昭平親王女)を長和元年(一一〇二)に道長の次男教通の室としたことなどは、その典型である。ちなみに公任は、信長・信家・欽子らを生んだこの娘が万寿元年に死去した傷心により出家を決意するに至ったという(『栄華物語』巻二「後くるの大將」・巻二七「ころものたま」)。実資もこのような世の中全体の流れに抗することなく、兼頼を娘千古の婿として迎えたのである。婚姻の詳細は『小右記』が欠損して不明だが、長元三年四月には兼頼が婿として同居してい

たと考えられている（四月七日条）。

かくして実資は廟堂での地位を不動のものとし、摂関家との関係を盤石にし、道長没後は頼通から政治の巨細に渡る諮問があり、儀式だけでなく政務全般に重きをなすことになった。実資が右大臣になった時、上席には太政大臣藤原公季（長元二年に薨）と関白左大臣頼通がいた。けれども、太政大臣は「天皇の師傅」「則闕の官」とされる名譽職的な存在であり、関白は天皇と共に大政を総攬する職であるので、実資は宣旨を太政官に下すなど公事執行の筆頭大臣（一上）でもあった。それに加えて重要な儀式の執行を委ねられていたのであり、既に老齢にあった実資の負担は相当であった。そこで取られた措置が、「免列宣旨（自_レ腋参上宣旨）」によって節会での負担を軽減させることである。長元三年、七十四歳の時のことで、『小右記』が欠損しているので詳しい経緯は不明だが、『日本紀略』長元三年十一月十九日条に、

節会、今日右大臣不_レ就_二行列_一直可_二昇殿_一之由被_レ下_二宣旨_一、
とあり、『江次第鈔』（第一・正月）に「自_レ腋着_二奥座_一長元三年例也」として、

長元三年十一月十九日土記曰、内弁内大臣、（藤原実資）右大臣雖_二参入_一依_レ去
十六日有_二可_一自_レ腋参上_二宣旨_一、内大臣所_二承行_一也、諸卿着座了、右
大臣上_レ殿就_二南面座_一、件大臣留_レ陣之間、留_二大藏卿藤原朝臣_一、先例
如_レ此時、留_二参議一人_一云々、御箸下右大臣退出、

とあるように、この年の豊明節会から南庭で諸卿の列に加わらずに紫宸殿の座に直接着くことが認められた。また、これにより内弁を奉仕することもなくなり、次席の内大臣藤原教通が勤めるようになる。この「免列宣旨（自_レ腋参上宣旨）」は、仁和元年（八八五）に藤原基経へ出されたのが初例であるが、以後は延喜八年（九〇八）に是忠親王、承平七年

（九三七）に藤原忠平、天慶二年（九三九）に藤原仲平、同四年に敦実親王、康保二年（九六五）と四年に藤原実頼、貞元二年（九七七）に藤原頼忠へ出されており、節会という天皇主催の宴会で高齢者を優遇する措置とされていた。さらに頼通の時代には関白が天皇と共に清涼殿から紫宸殿へ移動していたから、実資は関白に次ぐ特別待遇を受けたといえるであろう。換言すれば、それまでの儀式執行の実績が評価されて「儀式・政務の管理者（監視者）」としての地位を与えられたのである。

実資は後冷泉天皇の永承元年（一〇四六）に九十歳で薨じるが、その時まで（厳密には直前に「臨終出家」をしているので、その時まで）右大臣の地位にあった。その二年前（長久四年）に右大將は辞したものの、最晩年まで朝廷で重きをなしていたことは、養子である資房の日記『春記』の記載からも明らかである。もちろん「賢人右府」と称された彼の優れた学識が必要とされたからであるが、それを可能ならしめた背景に、ここで指摘した「儀式の完璧な執行者」から「儀式・政務の管理者（監視者）」への立場の変更があったことを指摘しておきたい。

三、『小右記』と長元四年の記事

藤原実資の日記『小右記』の自筆本は伝わらない。平安時代の古写本として前田家五卷本・伏見宮家三十二卷本・宮内庁書陵部旧柳原家一卷本があり、その他に九条家十一冊本・京都御所東山御文庫六十四冊本・同六冊本・内閣文庫六十一冊本・昌平坂学問所七十五冊本など多くの新写本がある。現在は、前田育徳会尊経閣文庫・宮内庁書陵部・国立公文書館内閣文庫などに所蔵されているが、このように大量の写本が遺されて

いることからも、『小右記』が貴族社会で重用されてきた歴史を知ることが⁽²⁰⁾できる。

現存する条文は、天元五年（九八二）四月から長元五年（一〇三二）十二月までである。他に『小記目録』という各記事の見出しを項目別に整理した類従の目録が二十巻あり、これにより貞元三年（天元元年）正月一日からの記事があったことが明らかとなる。また、『改元部類（応和―建久）』（統群書類従）に「長曆四十一小記云」という記載があることから、長久元年（一〇四〇）の記事があったことが知られる⁽²¹⁾。ここから、実資は少なくとも二十二歳から八十四歳に至る六十三年間にわたって日記を書き続けたと推定されている。同時代にこれほど長く、しかも詳しく付けられた日記は他になく、撰関期における中央政界の動向や朝儀の実態、社会の諸事象を考察する最高の史料とされ、多くの研究者に活用されているのである。

しかし、現存する五十年間の条文にも欠失が多く、本記があるのは三十九年分であり、その中でも四季または月のいづれかが無いものがほとんどで、一年を通じて記載があるのは八年分、自筆本のあり方をほぼ忠実に伝える広本（詳本）で伝わるのは僅かに永祚元年（九八九）と寛仁三年（一〇一九）の二年分に過ぎない。よって厳密な区分は難しいが、『小右記』を読む上で、記主実資の身分や立場の違いから書振や内容が変化することにも留意しなければならない。

現存する条文の最初である天元五年は、実資が円融天皇の藏人頭であった時期で、その精勤さにより官僚としての典型的な日記を付けていたといえよう。記載も数行（五十字から二百字程度）が普通で、重要な儀式などでも一千字を超えることはほとんどなく、必要事項を要領よくまとめている。身分が上がるにつれて記載が詳しくなる傾向が認められ、

道長政権の誕生による変化も予想されるが、長保・寛弘年間の欠失が多く、詳細は不明である。ここでは基本的に一条天皇が崩御する寛弘八年（一〇一一）まで書振は変わらなかったと考えておきたい。

次の三条天皇の時代、実資は小野宮流の筆頭公卿であるだけでなく、大納言になっていた。そこで天皇と道長との不和の中間に身を置いていたことが、日記のあり方を変化させたと考えられる。重要な儀式を任されることもなく、実資としては実力を持て余していた時期であるが、その分、先述したような横柄に振舞う道長への批判や、無能な公卿に対する罵言が多くなり、明らかにそれ以前とは違った書き方となっている。まさに現実への鬱憤を日記にぶつけているという感があり、大変興味深く、『小右記』を語る際に必ず取り上げられる部分である。

後一条天皇が即位した長和五年（一〇一六）以降は、儀式・先例に精通した長老として重きをなし、その自信に満ちあふれた記載が展開する。一日の記載が二千字を超えることも珍しくなく、まさに自分が正当な朝儀の執行者であり、それが後世の先例となるべきであるという意図で日記が書かれたといっても過言ではないであろう。実際に、現存する『小右記』の半分以上が寛仁年間（一〇一七―一〇二一）以降で、特に治安三年（一〇二三）の任大臣に関する記事や、万寿年間（一〇二四―一〇二八）から長元二年（一〇二九）までに大臣として内弁を奉仕した諸節会の記述は、平安時代に考えられた理想的な儀式的姿を伝えているといえる（残念ながら長元三年条は略本しか伝わらない）。

長元四年条は『小右記』の本文が広本の形で伝わる最後の年のものである。宮内庁書陵部にある旧伏見宮本が唯一の古写本で、春（正月から三月まで）と秋（七月から十月まで）とがそれぞれ二巻ずつ（計四巻）あり、少なくとも三人以上が分担して鎌倉時代に書写したと考えられる。

長元四年条の価値は、広本の最終年であるということに留まらない。前代と同様に重要な朝儀の上卿を勤めていることに変わりはないが（三月十四日の位祿定・陣定、八月四日の仁王会定、廿五日の伊勢公卿勅使発遣、九月十六日の殿上所充など）、先述したように前年（長元三年）十一月に実資は「免列宣旨（自「腋参上宣旨」）を受けており、節会（元日節会・白馬節会）では「儀式・政務の管理者（監視者）」として不慣れな内大臣教通の儀式を見守っている（正月一日・七日条）。その記述は単に儀式の進行を書くのではなく、それを了解した上で従来にはない視点から注意点を特記するのであり、明らかに以前と異なる筆致となっている。もちろん、読み手は以前の記録や儀式書と照らし合わせなければ理解できず、結果として極めて難解になっている。

しかも一年の政務で最も重要とされる春の除目（県召除目）では、実資（小野宮）邸で五体不具穢が発生したために参加できなくなる。そこで、それまで関白頼通と実資とに押さえつけられていた教通が急遽執筆を勤めることになり、衆目を集める中で準備する（二月四日〜十七日条）。『左経記』の記述にもあるその様子は、院政期以降に摂関家の子弟が一種の通過儀礼として除目の執筆を勤めるのと良く似ている。教通は道長や舅である公任の説などを参考にしているが、この時に議論された事柄が後代の参考になり、除目専門の儀式書『除目抄』『魚魯愚別録』など）にこの年の『左経記』『資平卿記』の記事が引用されている。このことは、実資によって理想的な朝儀が具現されていた時代から、実資が「儀式・政務の管理者（監視者）」となったことで、次の段階に進んだことを意味している。長元四年条に描かれた儀式のあり方には、院政期の先がけのような要素が認められるのである。

それは政務のあり方についてもいえることである。一上であった実資

のもとには、重要な政治情報がすべて伝えられ、それらを奏上し、天皇の裁可を得て宣下したことが詳細に記録されている。この中で最重要事項の扱いに注目すると、関白頼通が実資に諮問し、後一条天皇と三者で決定されることが多い。先述の五体不具穢に関する定穢（二月二日条）、平正輔と致経の合戦についての証人の扱い（三月十四日条）、相撲の樂の中止（七月廿三日条）、伊勢神宮託宣事件と齋宮助藤原相通夫妻の配流（八月四日条）などに顕著で、頼通から諸卿による「定申」を提案されても、実資から「叡慮の一定（決定）」を重視すべきとの意見が出され、三者で内々に方針が決定されるのである。公卿僉議以上に三者の意見調整が政策決定に重要な意味を持っていたのであるが、この間に実資が参内することはなく、頭弁藤原経任などが伝達の役を果たしていた。これは、院政期に院（上皇）と天皇と摂関の間を職事弁官（蔵人の弁官）が行き来して政治決定がなされたことと近似している。

このように長元四年条からは、実資によって示された摂関期における様子が読み取れる。他にも、王氏爵詐称事件、一国平均役、平忠常の乱の平定、伊勢平氏（正輔・致経）の武力紛争の処理、伊勢齋王託宣事件、大斎院選子内親王の退出と出家、上東門院藤原彰子の住吉御幸など、時代の変化を象徴する出来事が数日（ないしは数ヶ月）にわたって詳述されている。長元四年については、前年に蔵人頭から参議になったばかりの右大弁源経頼の日記『左経記』が一年分（閏十月を含む十三ヶ月分）あり、両者を対比しながら読むことで、その史料価値は一段と増すのである。但し『左経記』長元四年条は近世の新写本しかなく（丁寧な筆写であるが誤写が多い）、しかも伊勢公卿勅使として発遣された時のことなど、目録にありながら本文がない記事もあり、抄本であることが判明

する。また、新嘗祭に五節舞姫を献上した時のことを記した「別記」があったはずであるが（十一月十九日条）、それも伝わらない。不備はあつたものの、九条流と小野宮流を対比する記載があり（六月廿二日条）、さらに積奠（二月十日条）、経頼自身の着座（二月廿九日条）、吉田祭（四月廿一日条）、関白頼通による賀茂競馬（同月廿六日条）、内文（六月四日条）、陣定（同月廿七日条）、藤原資綱の元服（八月十三日条）、興福寺東金堂・塔の供養（十月十九日・廿二日条）、馨子内親王の着袴と新齋院への卜定（十月廿九日条・十二月十六日条）、朔旦冬至（十一月一日条）など、『小右記』にない記事も多い。このうち賀茂の競馬や興福寺の供養は、この年の最も華やいだ場面ではなかったかと想像されるが、関白家の行事であったためか、実資の関与は認められない。また、上東門院の住吉詣は『栄華物語』（巻三一「殿上の花見」）で取り上げられているように、世間の注目の的であり、後世に語り継がれるほど盛大な儀式であったが、実資は「随身の装束、憲法を憚らず。王威を忽にするに似たり」「狂乱の極、已に今度に在る歟」と批判の詞を忘れない（九月廿五日条）。上東門院は閏十月、円仁の根本如法経（法華経）を埋納して永久保存しようという覚超の計画に賛同し、自ら法華経八巻と奉納の仮名願文を書いて黄金作りの経箱に納めて奉納しているように（『如法経濫觴類聚記』『叡岳要記』『門葉記』）、父道長と同様に新しい宗教事業に敏感に反応している。これら諸史料から導き出される史実と『小右記』の記載の差違を考察すると、実資と離れたところで次の時代への胎動が始まっていたこともわかるのである。

『小右記』がすべてを伝えていないのはもちろんであるが、同時代の解明については相当部分を『小右記』に頼らなければならぬことも事実である。それは貴族の日常的な領域になると尚更で、長元四年条には

娘夫婦（千古と婿兼頼）の生活や、実資が機会ある毎に加増していった仏教行事のほとんどが記されており、家族や信仰の詳細を伝える最後の記事となっている。

『小右記』の記事は長久元年（一〇四〇）までであったことが知られるが、『小記目録』に載録されたのは長元五年（一〇三二）までである。これは長元六年以降のごく早い時期までに『小右記』がまとめて書写され、それに付けられた見出しが項目別に類従されたことを意味している。その見出しと目録の作成にまで実資が関与したかは不明だが、実資が長元五年までの記事を子孫に伝えるべく書写させたことは確実であろう。つまり、日記は継続されるものの、それまでの記事に一応の価値を認め、自らの意志で伝存させたということである。これは実資が「儀式の完璧な執行者」から「儀式・政務の管理者（監視者）」へと立場を変えたことと無関係ではないと考えられる。その立場の転換がなされた後の二年分のうち、広本の形で遺されたのが長元四年の六ヶ月分であるのは偶然かも知れない。けれども、そこに『小右記』の総決算があるといっても過言ではないと思われる。

四、記録の活用と小野宮流の伝承

『小右記』長元四年条は広本の形で現存する最後の記載であるだけでなく、実資自らの日記を総括する段階に入った時のものであり、この一年（現存する六ヶ月分）を精読する意義は極めて大きい。本章では養父実頼の日記『清慎公記』を参照している部分を検証し、日記（記録）活用の実態を把握することにした。また、長元四年については実資の養子である資平（実父は実資の兄懐平）・資房（実父は資平）の日記も逸

文の形で伝わっている。それらを合わせて取り上げること、小野宮流における古記録文化（祖先の日記を活用し、自らも日記を付ける）の継承を考察してみたい。

先ず、正月七日条に「今日参入不_レ定、而見_二故殿御記_一、列後参上宣旨下了、明年・明々年頻_レ参給、」とあり、前年（長元三年）に「免列宣旨（自_レ腋参上宣旨）」を受けた実資が、この年の白馬節会への参入について『清慎公記』を参考に行っている。その他、事あるごとに養父実頼の例を確認していることがわかるが、『小右記』長元四年条で『清慎公記』の記事が引用されているのは三ヶ所である。ここではそれらに検証を加え、失われた日記の一端を復元すると共に、それを活用する実資の意識に迫ってみたい。

第一は、伊勢公卿勅使発遣に際して引用されたことである。この年の重大事件の一として伊勢斎王託宣事件がある。これに対して伊勢神宮へ謝罪するため、公卿（参議右大弁源経頼）が勅使として八月廿五日に遣わされることになり、実資はその上卿を任された。正式に天皇の仰が伝えられたのは廿三日であるが、既に廿日に上卿を受諾し、廿一日には大内記経験者である兵部権大輔菅原忠貞に宣命の作成を命じている。廿三日に忠貞から宣命の案（下書）がもたらされたが、翌廿四日に「伊勢太神宮・豊受宮の祢宜等に一階を加へむと欲す。」という天皇の仰が関白頼通から伝えられ、それを宣命の辞別に書き加えることとなり、前例を求めて『清慎公記』が参照された。廿四日条に、

呼_二中納言_一令_レ引_二故殿御日記_一、云、天慶元年六月十三日、云々、豊受宮祢宜神主晨晴可_レ叙位之事等奉_レ之、大神宮宣命載_二祢宜叙位之由_一、入_二辞別_一、令_レ持_二内記_一、参上奏聞、可_レ返_二給内記_一、_{（勅申カ）}旧例申云、大神宮祢宜叙位之時、辞別之所_レ入_二叙位之由_一、実者只一紙、豊

受宮祢宜叙位之時、内宮宣命者無_二辞別_一、豊受宮宣命有_レ辞_二別叙位由_一、宣命二紙、内宮祢宜共叙之時、宣命二紙共辞_{（別カ）}共載_二叙位之由_一云々、十四日参内、奏_二伊勢宣命_一、依_二旧例_一有二_二枚_一、又神宮無_二辞別_一、豊_{（受）}宮載_二祢宜叙位之由_一、次位記入眼、令_二内伝奏_一、先是祢宜晨晴申文、從_二殿下_一給_レ之、内記奏了云々、給_二位記_一度可_レ有_二宣命二枚_一、次_{（以カ）}近_{（可）}給_レ敷、今日無_二御念誦_一、今日分昨日被_レ行云々、
〈書下し文〉

中納言（＝資平）を呼び「故殿御日記（＝清慎公記）」を引かしむ。云はく「天慶元年六月十三日。云々。豊受宮の祢宜神主晨晴、叙位すべきの事等、之を奉はる。大神宮の宣命、祢宜の叙位の由を載するは、辞別に入る。内記に持たしめ、参上し奏聞す。了（×可）りて内記に返給ふ。旧例を勘申（□□）して申して云はく『大神宮の祢宜の叙位の時、辞別の所に叙位の由を入れる。実は、只一紙なり。豊受宮の祢宜の叙位の時、内宮の宣命は辞別無し。豊受宮の宣命、叙位の由を辞別すること有り。宣命は二紙なり。内宮の祢宜と共に叙するの時、宣命は二紙、共に辞別（×共）に叙位の由を載す。』と云々。「十四日、参内す。伊勢の宣命を奏す。旧例に依り二枚有り。大神宮（×又神宮）には辞別無し。豊受宮（豊宮）には祢宜の叙位の由を載す。次いで位記入眼。内侍（×伝）をして奏せしむ。先是、祢宜晨晴の申文、殿下（＝忠平）より之を給はる。内記、奏し了りぬ。」と云々。位記を給ふの度、宣命二枚有るべし。近きを以（×）次て行（□）なふべき（□）敷。「今日、御念誦無し。今日の分、昨日行なはる。」と云々。

とある。『清慎公記』天慶元年（九三八）六月十三日・十四日条からの引用であるが、同月の逸文は『北山抄』（巻六・備忘略記・位記請印事）

に「神位記等事」として、

天慶元年六月廿六日、内印次請_二印神位記・僧位記、令_レ持_二内記二人、付_二内侍_一奏_レ之、神位記捺_レ印了返上後、給_二僧位記、陸奥郡司位記一卷相_二加之、

同月十四日、月次祭使副_二別幣、又付_二豊受宮祢宜位記、内侍候_二南殿、令_レ持_二位記并使官符於内記、外付_レ之令_レ奏、返給後、内記置_二上卿前、外記取_二官符_一退出、次召_二將監_一云々、

同月十六日、賀茂祢宜位記、付_二藏人_一奏_レ之、(以上、清慎公、)とある。また関連史料として、『北山抄』(巻六・奉幣諸社事)に、

天慶元年六月十四日、月次祭使副_二別幣、又付_二豊受宮祢宜位記、依_二旧例_一有_二宣命二枚、太神宮無_二辞別、豊受宮載_二祢宜叙位由_一也、

給_二宣命_一後、令_レ外記給_二位記於神祇史、預仰_二彼官_一令_二差進_一也、とあり、『貞信公記抄』同月十四日条に「月次・神今食、上御_二中院、当代今夜初御、付_二月次祭使_一有_二臨時幣、但差_二副王大夫、又外宮祢宜叙位、」とある(共に十六日条は省略)。

『小右記』に引かれた条文は、月次祭使に別幣を副えて宣命を奉る前日(十三日)と当日(十四日)発遣前の記事であり、『北山抄』所引の逸文とは重複しない。内容としては、豊受宮(外宮)の祢宜である度会神主晨晴を特別に加階するため豊受宮への宣命にのみ同紙に辞別を加えたので、辞別のない内宮への宣命と、叙位の辞別を入れた外宮への宣命と、合わせて二枚あったことを伝えている。引用の方法は「云」から始まり、省略と引用の終了を示すために「云々」が使われている。但し、十四日条には終了を示す「云々」が二ヶ所あり、その間に「給_二位記度可有_二宣命二枚、次近_二□□敷、」という実資の地の文が挿入されていると考えられる。続く「今日無_二御念誦、今日分昨日被_レ行云々、」は、神

仏隔離の原則により、神事を催行する日(今日)に日課としている念誦を行わず、その分は前日に回したという内容であるが、誰の行為を指すかは見解の分かれるところである。『清慎公記』十四日条の一部と見なした場合、敬語が付いていることから、記主実頼が殿下(父忠平)の御念誦について書いたと考えられる。しかし、実資が引用の際に養父実頼の行為に「御」を付けた可能性も否定できない。また、写本では二字分の空白があり、実資自身が祭(神事)の当日などに念誦を避けていたことを勘案すると、『小右記』の翌廿五日条に対する注記(頭書)が前日(廿四日)条の末尾に挿入されたとも考えられ、書写した者が実資の念誦を敬語で表現した可能性もある。

いづれにせよ、実資が「儀式・政務の管理者(監視者)」として絶対的な地位を確立した後も、養父の日記を参照していたことは明らかで、養子資平に書写させていることから、それが小野宮流の財産となっていたことを知ることができる。

この時に『清慎公記』が参照されたのは、宣命についてのみではなかった。勅使発遣の儀は、実資の年齢なども考慮して、大極殿ではなく神祇官でなされたが、実頼による天曆七年(九五三)・八年の伊勢例幣(神嘗祭への奉幣)の儀が参照されたようである。天曆七年の儀については、『西宮記』(恒例第三・九月・十一日奉幣)に、

同九月十一日、大神宮奉幣如_レ常、依_二内裏穢_一不出_二八省、左大臣行事、

天曆七年九月十一日、左大臣着_二神祇官、行_二事奉幣事、他納言皆触_二内裏穢、仍有_二殿上仰、大臣行事、内侍・命婦等皆申_レ障、令_二神部裏幣物、承和九・十年等例也、(九記、)

とあり、『北山抄』(巻二・年中要抄下・九月)「十一日、奉_二幣伊勢大神

宮事、〈廢務〉に、

天曆七年九月十一日、参神祇官、納言以上皆触_(大江)内裏穢、入_(御船)自_(安徳)郁芳門、〔右中弁俊蔭朝臣・少納言朝望朝臣・外記傳説・衆与等、列立大炊寮南門東辺〕着北門座、参議雅信朝臣・好古朝臣在席、外記・史等皆依_(源)触穢、以_(小野)内記俊生為_(記カ)外記代、申云、内侍代雖_(記カ)参入、只今鼻血忽出、不_(記カ)能_(記カ)供奉、神祇官承和九年・嘉祥二年記文云、依_(記カ)内裏穢於_(記カ)神祇官被_(記カ)立、官人及神部裏_(記カ)幣物云々、召_(記カ)彼_(記カ)記_(記カ)見_(記カ)之、如_(記カ)俊生申、仍任_(記カ)彼例_(記カ)行_(記カ)之、

とある。特に『北山抄』の記事は『清慎公記』の逸文と考えられ、『小右記』には引かれていないが、実資も当日の儀を行なうにあたって参考にしたに違いない。それは『小右記』廿六日条(奉幣の翌日の条)に、

又云、昨日神事被_(藤原頼通)行_(藤原頼通)之体有_(藤原頼通)威儀_(藤原頼通)之由、承悦不_(藤原頼通)少、一被_(藤原頼通)敬_(藤原頼通)神_(藤原頼通)明、一繼_(藤原頼通)料旧儀、一為_(藤原頼通)自御身_(藤原頼通)被_(藤原頼通)行_(藤原頼通)先祖之跡、左右太感申、〔故殿天曆七・八年於_(藤原頼通)神祇官_(藤原頼通)被_(藤原頼通)行_(藤原頼通)九月十一日御幣使事〕已_(藤原頼通)及_(藤原頼通)三_(藤原頼通)八_(藤原頼通)十年、引_(藤原頼通)輦車於_(藤原頼通)遠_(藤原頼通)處_(藤原頼通)乘_(藤原頼通)之、可_(藤原頼通)然_(藤原頼通)事_(藤原頼通)也、又御夢、主上_(後一条天皇)・下官_(実資)共_(實資)以_(實資)可_(實資)久_(實資)之_(實資)想_(實資)也者、於_(實資)堂_(實資)受_(實資)修_(實資)善_(實資)後_(實資)加_(實資)持_(實資)、其_(實資)後_(實資)中_(實資)納_(實資)言_(實資)來_(實資)談_(實資)也、

〈書下し文〉

又、云はく「昨日の神事、行なはるるの体、威儀有るの由、承はり悦ぶこと少なからず。一は神明を敬はる。一は旧儀を継料る。一は自らの御身の為に先祖の跡を行なはる。左右太だ感申す。〔故殿(実頼)、天曆七・八年、神祇官に於いて九月十一日の御幣使の事を行なはる。〕已に八十余年に及ぶ。輦車を遠處に引きて之に乗るは、然るべき事也。又、御夢、主上(後一条天皇)・下官(実資)共に以て久しかるべきの想也。者り。堂に於いて修善の後の加持を受く。其の後、中納言來談する也。」

とあり、関白頼通の「一為_(藤原頼通)自御身_(藤原頼通)被_(藤原頼通)行_(藤原頼通)先祖之跡」という言を受け、実資自身が故殿(実頼)の前例について注記していることから明らかである。実資は廿五日条に、内裏での宣命の儀を終えてから神祇官へ移動する際、後一条天皇が御拝していることを考慮して、春華門からではなく古東宮の坤で輦車に乗ったことを記し、そのことを資平を遣わして関白頼通に伝えていた。小野宮流の作法を継承し、更に敬神・尊皇の精神により完璧な儀式を行なった実資へ、最大の賛辞が贈られていることにも留意したい。

第二の『清慎公記』の引用は九月五日条に、

式部卿親王可_(敦平)從_(敦平)省務_(敦平)之事、仰_(敦平)大外記_(小野)文義_(小野)了、申云、可_(敦平)給_(敦平)宣旨_(敦平)於_(敦平)本省_(敦平)、亦_(敦平)差_(敦平)外記_(文憲)相親_(文憲)可_(敦平)遣_(敦平)親王_(許)、仰_(敦平)可_(敦平)遣_(敦平)之_(敦平)由、相親者_(會)問_(會)遣_(會)之_(會)者也、仍_(會)不_(會)遣_(會)他人_(會)而已、故殿天曆十年六月十九日御記云、式部卿依_(朝臣)有_(朝臣)王氏_(朝臣)爵_(朝臣)、_(朝臣)申_(朝臣)之_(朝臣)、仰_(朝臣)、頃月_(朝臣)不_(朝臣)從_(朝臣)公事、忠望王_(朝臣)已_(朝臣)被_(朝臣)免_(朝臣)勸事_(朝臣)後、親王_(朝臣)可_(朝臣)從_(朝臣)公事_(朝臣)之_(朝臣)由、可_(朝臣)仰_(朝臣)宣_(朝臣)、(元輔)所_(朝臣)伝_(朝臣)仰_(朝臣)者、差_(安徳)外記_(安徳)衆_(安徳)与_(安徳)仰_(安徳)遣_(安徳)、又_(安徳)以_(安徳)同_(安徳)親王_(安徳)被_(安徳)補_(安徳)相_(安徳)撲_(安徳)司_(安徳)別_(安徳)当_(安徳)也、

〈書下し文〉

式部卿親王(敦平)、省務に従ふべきの事、大外記文義に仰せりぬ。申して云はく「宣旨を本省(式部省)に給ふべし。亦、外記相親を差はして親王の許(許)に遣はすべき歟(歟)。遣はすべきの由を仰す。相親は會(會)て問遣はすの者也。仍りて他人を遣はさざる而已。故殿天曆十年六月十九日御記(清慎公記)に云はく「式部卿(元平)、王氏爵有るに依りて(敦平)之を申す。仰す。頃月、公事に従はず。忠望王、已に勸事を免ぜらるるの後、親王、公事に従ふべきの由、仰せ宣るべし。」(元輔朝臣(朝臣)、伝仰する

所なり。」者^てり。外記衆与を差はして仰遣^{おほせつか}はし了^〇りぬ。又、同親王（元平）を以て相撲司^{すまひつかさのべつとう}別当に補せらるる也。」

とあり、正月五日の叙位における王氏爵で虚偽の申請をしたことにより処分されていた敦平親王を式部省の業務に復帰させるに際して参考とされたものである。その処分をするための前例を天皇の仰によって調べた時にも『清慎公記』が参照されたことは、正月十二日条に「天曆七年、以^〇改^〇姓^〇為^〇從^〇者^〇入^〇王^〇氏^〇爵^〇多^〇簿^〇、仍^〇召^〇親^〇王^〇、申^〇病^〇不^〇參^〇、遣^〇外^〇記^〇傳^〇令^〇同^〇、令^〇注^〇文^〇書^〇經^〇奏^〇聞^〇、詳^〇見^〇故^〇殿^〇御^〇記^〇、」とあることからわかる。これは趣意文と考えられるが、天曆七年（九五三）の王氏爵の違例については、『権記』長徳四年（九九八）十一月十九日条に、

去正月叙位、藤氏爵巡相当京家、^{（賜成天皇）}（中略）登時允亮朝臣来示云、去天曆七年、王氏爵巡相当於元慶御後、氏是定式部卿元平親王、以^〇貞^〇觀^〇御^〇後^〇源^〇經^〇為^〇元^〇慶^〇御^〇後^〇王^〇氏^〇、申^〇閔^〇榮^〇爵^〇、依^〇有^〇事^〇聞^〇、令^〇法^〇家^〇勸^〇申^〇所^〇當^〇罪^〇狀^〇、親^〇王^〇并^〇經^〇忠^〇遠^〇流^〇、但^〇親^〇王^〇可^〇官^〇當^〇、依^〇官^〇高^〇、可^〇贖^〇銅^〇者^〇、其^〇後^〇有^〇大^〇赦^〇、又^〇依^〇宣^〇旨^〇云^〇、所^〇當^〇之^〇罪^〇科^〇可^〇原^〇免^〇、所^〇給^〇之^〇位^〇記^〇可^〇返^〇進^〇者^〇、此^〇度^〇之^〇事^〇、已^〇叶^〇彼^〇例^〇云^〇々、

とあり、式部卿元平親王が処分（遠流のところ官当・贖銅）されたことが知られる。その元平親王が免ぜられたのが天曆十年六月で、そのことを記した『清慎公記』が九月五日条に引かれ、前例とされたのである。

尚、『小右記』九月五日条の引用では、最後の「云々」がなく引用範囲が明確でないが、「又以同親王^{（元平）}被^〇補^〇相^〇撲^〇司^〇別^〇當^〇也、」までが『清慎公記』天曆十年六月十九日条の文章と考えられる。理由は、長元四年時に相撲司別当が補されたとは考えられないからである。ところが『小記目録』（第六・七月・相撲事）に「同九月五日、以同親王、令^〇補^〇相^〇撲^〇司^〇別^〇當^〇事^〇、」とあり、これを実資の地の文と判断して項目を立ててし

まっている。引用範囲が曖昧であったため、書写の時点で判断に誤りが生じたと思われる。

第三の『清慎公記』の引用は、この年久々に行なわれた殿上所充についてである。先ず、その土代（原案）が届けられた九月十三日条に「定申之由旨、以^〇之^〇可^〇為^〇備^〇之^〇料^〇也、天慶年中貞信公内々被^〇定^〇申^〇、見^〇故^〇殿^〇御^〇記^〇、」とあり、準備段階から『清慎公記』を参照していたことがわかる。そして、十六日に実資を上卿として殿上所充が行なわれるが、その日の『左経記』には「頃之、右府并^〇殿^〇令^〇參^〇入^〇給^〇、右府於^〇陣^〇座^〇被^〇示^〇云^〇、所^〇充^〇土^〇代^〇僕^〇今^〇案^〇也、而^〇引^〇見^〇故^〇殿^〇御^〇日^〇記^〇、承^〇平^〇間^〇被^〇申^〇貞^〇信^〇公^〇先^〇土^〇代^〇、次^〇於^〇御^〇前^〇被^〇書^〇、是^〇有^〇旧^〇蹤^〇事^〇也^〇ケ^〇リ、有^〇興^〇々^〇云^〇々、」とあり、儀式についても『清慎公記』に記された藤原忠平の先例が持ち出されている。『小右記』に『清慎公記』の記事が引かれているのは十七日条で、

昨日多被^〇補^〇数^〇所^〇別^〇當^〇、九^〇ヶ^〇所^〇、太^〇所^〇恐^〇懼^〇、可^〇達^〇閔^〇白^〇之^〇由^〇、^{（藤原経任）}含^〇頭^〇弁^〇、故^〇殿^〇天^〇慶^〇八^〇年^〇十^〇二^〇月^〇十^〇六^〇日^〇御^〇記^〇云^〇、^{（藤原実頼）}下^〇官^〇奏^〇云^〇、一^〇度^〇補^〇数^〇所^〇、其^〇所^〇恐^〇也^〇、奉^〇仰^〇云^〇、雖^〇数^〇所^〇、是^〇大^〇臣^〇奉^〇仕^〇所^〇也^〇、仍^〇所^〇補^〇也^〇者^〇、^{（藤原時平）}勸^〇前^〇例^〇、已^〇有^〇延^〇喜^〇九^〇年^〇、^{（藤原光）}贈^〇太^〇政^〇殿^〇下^〇夢^〇、所^〇左^〇大^〇臣^〇源^〇卿^〇兼^〇補^〇其^〇所^〇、八^〇所^〇也^〇、所^〇謂^〇東^〇・西^〇・延^〇曆^〇等^〇寺^〇、内^〇記^〇・内^〇豎^〇所^〇、内^〇蔵^〇寮^〇、穀^〇倉^〇、陰^〇陽^〇寮^〇等^〇也^〇云^〇々、同^〇九^〇年^〇五^〇月^〇六^〇日^〇、以^〇小^〇臣^〇為^〇蔵^〇人^〇所^〇別^〇當^〇、宣^〇旨^〇已^〇下^〇云^〇々、彼^〇所^〇雜^〇色^〇以^〇下^〇為^〇度^〇賀^〇一^〇来^〇、^{（慶）}〈書下し文〉

昨日、多く数所の別当に補せらる。九ヶ所。ただ恐懼する所なり。閔白（頼通）に達すべきの由、頭弁（経任）に含む。故殿天慶八年十二月十六日御記（『清慎公記』）に云はく、「下官（実頼）奏して云はく『一度に数所を補す。其、恐るる所

也。』仰を奉はりて云はく『数所と雖も、是、大臣の奉仕する所也。仍りて補する所也。』者れば、前例を勘ふるに、已に延喜九年に有り。『贈太政殿下（時平）薨（夢）じ、右大臣（左大臣）源卿（光）を以（所）て兼ねて其の所に補す。八所也。所謂、東・西・延暦等の寺、内記・内豎所、内蔵寮、穀倉、陰陽寮等也。』と云々。』
 「同九年五月六日、小臣（実頼）を以て蔵人所別当と為す。宣旨已に下る。云々。彼の所の雑色以下、慶賀（度賀）の為に來たる。」
 とある。実資は前日（十六日）の殿上所充により、蔵人所別当を含む計九ヶ所の別当となる。ここに引用された『清慎公記』は、天慶八年（九四五）十二月十六日に実頼が八ヶ所の別当となり、更に翌九年五月六日に蔵人所別当の宣旨を受けたことで、計九ヶ所の別当を兼ねることになったことを伝えている。つまり、実資は敬慕して止まない養父と同じ栄誉を受けたことを、感慨深く記したのである。

このような『清慎公記』の引用を見てもわかるように、実資は「儀式・政務の管理者（監視者）」となった後も、小野宮流の先蹤を守りながら「完璧な儀式的執行」をして尊崇されていたのである。それ故に儀式的指導者としての存在は大きく、初めて元日節会で内弁を勤めた藤原教通に対して「いつでも質問して良いから心安んぜよ」と言い（正月一日条）、踏歌節会の前には、内弁を勤めることになるかも知れない藤原頼宗からの質問に答えて書冊を書き、頭弁藤原経任へも笏紙（儀式次第を書いて笏に貼っておく紙）を送っている（正月十六日条）。もちろん、実資から小野宮流の継承を最も期待されたのは養子たちであっただろう。資平や経通に元日節会・白馬節会・踏歌節会・定考などの次第を与えている（正月七日・八月十一日条など）。

『小右記』の記事と比較することができ、興味深い。
 藤原資房の日記『春記』は春宮権大夫の一字をとって付けられた名称で、『資房卿記』ともいい、小野宮資房記を略して『野房記』ともいう。その長元四年正月二日条は、『殿上淵酔部類記』に「野房記曰」として引かれた逸文で、『宇槐記抄』仁平元年（一一五一）九月の条に引かれた万寿三年（一一二六）六月廿四日条に次ぐ、古い記事である。
 二日、庚戌、天晴、於高陽院西対、有臨時客事、臨昏事畢、博陸（藤原頼通）以下被參内、博陸・内府・中宮大夫同駕、公卿等一々參入、予乘（藤原威子）頭弁車、此間小雨、関白以下被候殿上、問有歌詠、小選被參中宮、今日公卿等淵酔、狼藉殊甚、
 とあり、高陽院西対で関白藤原頼通による臨時客の後、関白以下が内裏に移動して殿上淵酔を行ない、更に中宮藤原威子の犬饗に向かったことを記している。資房は、実資の孫（実資の養子資平の子）で、当時二十五歳、従四位下、左近少将・近江権介であった。『小右記』同日条には「即詣向、兩納言・并資房・資高・経季等相従、三位中将先參、出迎居地上」とあり、臨時客へ向かう実資に資房が他の養子たちと共に付き随い、養子兼頼のみ高陽院で出迎えたこと、また、実資は諸卿が二宮大饗に向かう前に退出したことなどが記されているが、『春記』にはない。しかし、実資が全く記さない公卿らの殿上淵酔を伝え、その様子を「狼藉殊甚」と記しているところに、資房が若くして小野宮流の批判精神を受け継いでいたことを知ることが出来る。
 資房は後年、『資房抄』という除目関係の儀式書をまとめたことが、『除目抄』などによって知られる。そこに長元四年二月に行なわれた除目について書かれた日記が引用されているが、これまでに十分な検証が加えられてきたとは言い難いので、関連記事を掲げて考察してみた

い。

記事の内容は、除目の前日に頭弁経任から尋ねられた質問に答たもので、異本『除目抄』（静嘉堂文庫本）に、

一分者可撰入一哉否事、

資房抄云、口目抄云、長元四年二月十四日、頭弁経任明日除目事、

問申云、凡所撰入之申文何人許哉、答曰、雖一分之者、拳七

位已上之者、皆以自解所撰入也、同抄云、口目抄云、八位

以下不入之由見公務問答、其上皆随申文体撰入之、

撰遺申文事、

資房抄云、口目抄云、長元四年二月記云、頭弁経任来問事等、申

問曰、撰遺申文等如何、答云、頭官撰遺付短冊置御座左方、

不入物、（藤原頼忠）三条大相国説也、

とある。『口目抄』からの引用であるが、除目の複雑な作法に関する複数の質問に対して、記主が毅然と答えていることがわかる。

また、別の『除目抄』（『群書類従』第七輯）「十年勞事（近代除目無之）」に、除目における十年勞帳（叙位・任官の候補者の過去十年にわたる年臆・勞効を書いた書類）の扱いについて記した、

長元四二十四、頭弁経任来、問明日除目事之中、御硯右方置納

闕官并十年勞之覽宮、是三条大相府御説也、経任云、十年勞者叙

位之時置之、同書歟、余答云、大略同書也、但叙位十年勞、是諸

司判官已上有二年勞可叙爵之者、為御覽其年限也、除目時十

年勞、諸司主典或経二十廿年可遷官・転任之者、為御覽尤可

備者也、件事見故殿御記、叙位・除目必可候者也云々、

という同日の記事がある。これも同じく頭弁からの質問に答えていることから、同一書よりの引用と考えられる。この『除目抄』には続けて

「長久三十廿七」「長久五十二十三記」とあり、「長久三十廿七」ところに『権大夫記』と書かれている。²⁴『権大夫記』は記載内容から資房の

「春記」と考えられるが、²⁵同様に『権大夫記』を引用する『北山抄』（巻

一・年中要抄上・四月・旬事）裏書では、「納言記云、長元二年十月一

日、云々、」「二日、」「同五年十月一日、云々、」「納言記云、」という

『納言記』の記事に続いて、「権大夫記云、長久五年四月朔日、」「同年九

月九日云、」「十一月一日、」「承暦二年四月一日、」という記事が引かれ

ている。『除目抄』は『口目抄』を経て『資房抄』に引載されていたも

のを書写しており、転写の過程で書名が欠落したと想像されるが、その

引用方法は『北山抄』裏書と同じであり、「長久」の記事の前にある

「長元」の記事はすべて『納言記』の逸文と見て大過ないと考えられる。

そして『北山抄』裏書に「資平」と傍書されているように、「納言記」

とは、資房の実父である資平の日記『資平卿記』である。よって、上記

の長元四年二月十四日条は『資平卿記』の逸文なのである。『口目抄』

については更なる検証が必要だが、同じく資平がまとめた書である可能性が高いと思われる。

資平は、『小右記』では養父実資の命を受けて行動する姿が多く、存在感が今一つ薄い。また、『資平卿記』についても、現存しないばかり

か逸文も少なかったため、『小右記』と『春記』の間に隠れてほとんど

注目されてこなかった。けれども、この『資平卿記』逸文の記載は精緻

で、もしも現存すれば大部の日記であったことが判明する。長元四年に

資平は四十六歳で、正三位、侍從権中納言として数多くの儀式の上卿を

勤めていた。本条に見られる儀式に精通した記主の姿は、実資のもとで

研鑽を積んだ資平にふさわしいといえよう。さらに、最後に引用された

『故殿御記』は『清慎公記』と考えられ、実資の命により『清慎公記』

を調べるといふ程度のもではなく（先述の『小右記』八月廿四日条参照）、自身の儀式・故実研究に積極的に役立てていたことが窺える。

僅かな資料の断片であるが、それらを繋ぎ合わせるにより、小野宮流における古記録文化継承の実態が浮かび上がってくるのである。

五、古記録の語法

最後に、古記録の語法と書下し文・註釈の作成方法について言及しておきたい。平安時代の貴族社会で習慣化された日記（記録）は漢文で書かれているが、それは日本語に適応したもので、「変体漢文（和風漢文）」と呼ばれている。同時代には仮名書きの物語や日記風の紀行文・回想録が成立しているが、それらと一線を画すことは言うまでもない。それを解説するにあたり、漢文をどこまで日本語として読むかが問題になるが、ここでは『小右記』長元四年の註釈書を作成する上で特に留意した点を指摘したい。

漢文・古文にはもともと読点などがなく、どこで文章が切れるかは文意により判断するしかない。長元四年条では、冒頭からこの困難に遭遇した。正月一日条に「絹三疋給満平緒者〈致光〉絹一疋給漆工公忠」とある部分についてである。古記録本・大成本では「絹三疋給満平、緒者〈致光〉、絹一疋給漆工公忠」とし、「満平」という人物がいるのかのように解釈する。しかし「絹三疋給満平緒者〈致光〉、絹一疋給漆工公忠、（絹三疋、平緒を満たす者）に給ふ。絹一疋、漆工公忠に給ふ。」と読み、実質のために平緒の唐組を組み上げた者である致光に対して、絹三疋を賜わったと解釈すべきである。平緒は束帯で太刀を佩用する時に腰から袴の上に垂らす高価な組紐である。同時に「漆工公忠」

も絹一疋を賜わっていることから、実質は七十五歳となるこの年の正月の儀式用に太刀を修繕ないしは新調し、その平緒と鞆（恐らく漆の塗鞆）を完成させた者へ禄を与えたのである。このように、特に漢文では読点の打ち方（区切り方）を誤ると文意が全く通じなくなるが、書下し文になると、もっと文章が確定することになり、二度と復元できなくなる恐れがある。従来は校訂に依存せず、原文からの解釈を試み、必要に応じて註釈を施したのはそのためである。

変体漢文は、語順が日本語的になることも多い。例えば「修諷誦東寺、（当生気方）」（正月三日条）や「修諷誦於六角堂、」（正月七日条）が正しい語順だが、「諷誦修三ヶ寺、」（東寺・清水・祇園、）（二月廿九日条）のように記されることもある。この場合は無理に助詞を補って日本語として読むことをせず、書下し文でも違いがわかるように「諷誦、三ヶ寺に修す。（東寺・清水・祇園）」とした。更に書下し文から原文を復元できるように、「於（おいて）」「為（ため）」「有（あり）」「無（なし）」「也（なり）」「哉（や）」「乎（や・か）」などの漢字をそのまま使用し、補読した場合の平仮名表記と区別できるようにした。古記録特有の用語や語法には特に留意した。第一に、人物表記が官職名でなされていることである。これは私日記であっても、公日記の流れを汲み、公的に使用されることを念頭に置いて書かれたからであるが、それを『公卿補任』などの補任資料や別頁の註釈を参照したりするのは、便宜性に欠けてしまう。そこで「関白（頼通）」のように、書下し文の中で適宜、人名を補うことにした。

第二に、古記録語についてである。古記録語の研究は少なくないが、未だ発展途上にあるといえる。そこで、「先是（先此）」「頃之（暫之・少時・小時・少選・小選）」などの慣用語は原文通りに示し、読者

が古記録語に慣れるようにした。用語には振り仮名(ルビ)を付けるように心がけたが、音(漢語)と訓(和語)の両方があったり、異なる読み方があったりして、統一するのは難しい。しかし、記主が漢文で書くことに熟達しているとの判断から、できるだけ漢文に近い読みを採用し、熟語を訓読する場合でも「帰来たり」「進出づ」「謝遣る」「施与ふ」「来会ふ」「告送る」「催出だす」「後聞く」「伝仰す」「罷帰る」「尋申す」「定申す」のように、振り仮名(ルビ)を除けば漢語として把握できるようにした。また「帰宅」「帰家」などを読下さなかったので、同じ意味である「帰私」もそのまま書下し文に用いた。これにより、同時代の儀式書における慣用語と対比させたり、後世における定着の違いを考察したりすることができ、古記録語の研究が進展すると期待される。

第三に、会話文・引用の提示である。古記録の正確な読解に会話文・引用文の確定は不可欠であり、すべてに鈎括弧(「」)を施した。それらは「云」「曰」「後聞」などで始まり「者(てへり)」もしくは「云々」で終わることを原則とするが、先に『清慎公記』の引用文について見た通り、不明確な場合も少なくない。さらに『小右記』では話法が未成熟で、会話文の中の一人称であっても記主(実資)を指すことが多く、一々内容を判断して「下官(実資)」という表記を入れなければなら(27)ない。また、直接話法と間接話法の違いも曖昧で、例えば正月十日条に、
頭弁来、明日女叙位可早之由、
関白有命、余答云、只可在被参之早晚、
明日請印等司并位記等事、各可催仰之由、仰大外記文義、
とある文章の中で、実資が頭弁経任に語った詞は「只可在被参之早晚」だけで、続く「由」は大外記小野文義に語った趣意文である。よって書下し文は、

頭弁(経任)来たる。明日の女叙位、早くすべきの由、関白、命有り。余答へて云はく「只、参らるるの早晚に在るべし。」明日の請印等の司並びに位記等の事、各催仰すべきの由、大外記文義に仰す。

二月十三日条に、
入夜式光朝臣来、伝别当消息云、大江久利被指群盗之同類、少納言資高宅先年所入之群盗也、即依大和住成犯之由所申也、件久利候由承也、左右只随仰者、報云、久利家人也、時々来見、若有斯聞逃隠歟、示可早追捕由了、
とある文章の中で、実資は「可早追捕」まで返事として語ったと思われるが、直接話法は「歟」までと判断されるので、書下し文は、
入夜、式光朝臣来たる。别当(朝任)の消息を伝へて云はく「大江久利、群盗の同類と指さる。少納言資高の宅に先年入る所の群盗也。即ち大和に住して犯を成すの由に依りて、申す所也。件の久利候ずるの由、承はる所也。左右、只仰に随はむ。」者り。報じて云はく「久利は家人也。時々来見ゆ。若し斯の聞有らば逃隠るる歟。」早く追捕すべきの由を示し了りぬ。

八月廿九日条に、
祭主輔親来、頭弁云、問遣内外祿宜等位階・夾名、申可由来由、
罷逢可問者、即来、云、問祿宜等事、云、十一日罷下、
初注進夾名・位階等似荒涼、件位記、来月朔間令成、付三十一日奉幣使可遣也、仰今日之内可馳遣之由、又云、可申見参者、
答云、聊修仏事、蟄籠於堂、過今朝可来之由、以頭弁令伝

(之カ) 云々、依_レ念_レ仏・読_レ経問、称_レ蟄籠_レ由_レ而已、

とある文章については、実資邸に頭弁がいる時に祭主大中臣輔親が来ていたので、かなり複雑である。「_レの由を仰す」は実資の詞の趣意文(間接話法)であり、最後の「答云」は実資が頭弁を介して輔親に実際に言った詞(直接話法)となる。その内容は頭弁に「伝仰」したことで含まれるが、直接話法としては「聊修_レ仏事蟄籠_レ於_レ堂_三」までで、次の「過_レ今朝可_レ来_レ之由、」は間接話法と見なされる。よって書下し文は、

祭主輔親来たる。頭弁云はく「内・外の祢宜等の位階・夾名を問遣はすに、来たるべき由を申す。『罷逢_レひて問ふべし。』者れば、即ち来たる。云はく『祢宜等の事を問ふ。』云はく『十一日に罷下_レる。』_三に注進すべし(可_レ)。』者り。初めに注進せる夾名・位階等、荒涼に似たり。件の位記、来月朔の間に成さしめ、十一日の奉幣使に付して遣はすべき也。今日の内に馳遣はすべきの由を仰す。又、云はく「見参を申すべし。」者り。答へて云はく「聊_レ仏事を修し堂に蟄籠_レす。」今朝を過_レごして来たるべきの由、頭弁を以て之(×云々)を伝へしむ。念_レ仏・読_レ経の間に依り、蟄籠_レの由を称する而已_三とした。

漢文の訓読は多様であり、古記録を仮名文学に近づけて読むことも可能であろう。しかし、内容の把握を第一とし、古記録独自の読み方を模索することが、記主の意図を最も良く汲み取ることになると思われる。

おわりに

本稿では、平安時代における古記録(日記)の伝統と、藤原実資の『小右記』について、晩年の長元四年条に焦点をあてて考察した。そこ

には、祖父(養父)実頼の『清慎公記』が引かれており、十分な経験を積んだ実資ではあったが、最後まで小野宮流の自負を持ち、養父の先例を墨守しようとしたことが知られる。さらに長元四年については、実資の養子である資平の『資平卿記』や資房(実父は資平)の『春記』の逸文も伝わっており、この年に小野宮家における古記録(日記)の伝統が凝縮されているともいえるであろう。

また、古記録の価値は平安時代史研究の範疇に留まるものではない。例えば、使用されている用語の分析から漢文受容の実態を浮かび上げさせるなど、言語(日本語)の研究にも大いに活用されるべきである。本稿で指摘できたのは、その一部にすぎない。近日刊行される長元四年の注釈書が、広く活用されることを願い、擲筆することにした。

注

- (1) 松原輝美他「小右記訓読稿」(高松短期大学紀要(二四、一九九四年)に長徳四年の訓読・註釈があり、以下、続編(『同』二五、一九九五年)、第三編(高松大学紀要)二八・二九・三〇、一九九七・一九九八・一九九九年)、第四編(『同』三一・三二、一九九〇年)、第五編(『同』三三・三四・三五、二〇〇〇・二〇〇一年)、第六編(『同』三六、二〇〇一年)まで継続された。また、下向井龍彦「徒歩の実資、乗車の実資―『小右記』長和二年二月十二日条から―」(『日本歴史』七一、二〇〇七年)などに訓読・解釈の容易でないことが吐露されている。
- (2) 精興社に印刷を依頼し、八木書店から小右記講読会(黒板伸夫監修・三橋正編)『小右記註釈(長元四年)』として二〇〇八年五月に刊行の予定。
- (3) 古記録については、玉井幸助『日記文学概説』(目黒書店、一九四五年)、橋本義彦『平安貴族社会の研究』(吉川弘文館、一九七六年)、山中裕『平安時代の古記録と貴族文化』(思文閣、一九八八年)、土田直鎮『奈良平安時代史研究』(吉川弘文館、一九九二年)、桃裕行『古記録の研究』上・下(桃裕行著作集4・5、思文閣、一九八八年)、斎木一馬『古記録の研究』(斎木一馬著作集1・2、吉川弘文館、一九八九年)、同『古記録学概論』(吉川弘文館、一九九〇年)、龍福義友『日記の思考―日本中世思考史への序章―』(平凡社選書、一九九五年)、松園斉『日記の家―中世国家の

- 記録組織―(吉川弘文館、一九九七年)、同「王朝日記『発生』についての一試論」(『日本歴史』六四三、二〇〇一年)など参照。
- (4) 嵐義人「中国の日記としての起居注と家乗(別冊歴史読本事典シリーズ4『日本歴史』「古記録」総覧)上巻(新人物往来社、一九八九年)。
- (5) 木本好信『平安朝日記と記録の研究』(みつわ、一九八〇年)、同『平安朝日記と逸文の研究―日記逸文にあらわれたる平安公卿の世界―』(桜楓社、一九八七年)。
- (6) 所功編『三代御記逸文集』(国書刊行会、一九八二年)。
- (7) 山中裕編『御堂関白日記全註釈』も思文閣から刊行中である。また近著に、隴谷寿『藤原道長』(ミネルヴァ日本評伝選、ミネルヴァ書房、二〇〇七年)、山中裕『藤原道長』(人物叢書、吉川弘文館、二〇〇八年)がある。
- (8) 黒板伸夫『藤原行成』(人物叢書、吉川弘文館、一九九四年)。
- (9) 西本昌弘「東山御文庫本所蔵の二冊本『年中行事』について」(『史学雑誌』一〇七―一二、一九九八年)、同「蔵人式」と「蔵人所例」の再検討」(『史林』八一―三、一九九八年)、同「東山御文庫本『日中行事』について」(『日本歴史』七一六、二〇〇八年)。
- (10) 清水潔『類聚符宣抄の研究付類聚符宣抄・別聚符宣抄索引』(国書刊行会、一九八二年)。
- (11) 石田実洋「九条本『官奏抄』の基礎的考察」(田島公編『禁裏・公家文庫研究』第二輯(思文閣出版、二〇〇六年)所収)。九条家本『列見并定考部類記』は高田義人氏のご教示による。定考については『左経記』長元四年八月十一日条が引用されており、前掲註(2)書でも校合に用いた。
- (12) 所功『平安朝儀式書成立史の研究』(国書刊行会、一九八五年)、同『宮廷儀式書成立史の再検討』(国書刊行会、二〇〇一年)、西本昌弘『日本古代儀礼成立史の研究』(塙書房、一九九七年)、細谷勘資『中世宮廷儀式書成立史の研究』(勉誠出版、二〇〇七年)。
- (13) 各日記については、載録されている資料集(叢書)の解題や前掲書の他、別冊歴史読本事典シリーズ4『日本歴史』「古記録」総覧)上巻(新人物往来社、一九八九年)、山中裕編『古記録と日記』上(思文閣、一九九三年)など参照。
- (14) 藤原実資については、赤木志津子『平安貴族の生活と文化』(講談社、一九六四年)、同『摂関時代の諸相』(近藤出版、一九八八年)、吉田早苗『藤原実資の家族』(『日本歴史』三三〇、一九七七年)、同『藤原実資の小野宮第』(『日本歴史』三五〇、一九七七年)、隴谷寿『藤原実資論―円融・花山・一条天皇時代―』上・下(『古代文化』三〇―四・五、一九七七年)、渡辺直彦『日本古代官位制度の基礎的研究』(吉川弘文館、一九七二年、増補版は一九七八年)第二章「藤原実資家『家司』の研究」、河北
- 騰『歴史物語の新研究』(明治書院、一九八二年)第二部第三章「小右記と藤原実資の意識」(初出は一九八〇年)、加納重文『明月片雲無し―公家日記の世界―』(風間書房、二〇〇二年)二「小野宮実資―小右記―」(初出は二〇〇二年)、鷺見等『前近代日本家族の構造―高群逸枝批判―』(弘文堂、一九八三年)第二部第五章「藤原実資の交遊と親族、服藤早苗『家成立史の研究―祖先祭祀・女・子ども―』(校倉書房、一九九一年)第二章「撰関期における『氏』・『家』―『小右記』にみられる実資を中心として―」(初出は一九八七年)、三橋正『平安時代の信仰と宗教儀礼』(続群書類完成会、二〇〇〇年)第一篇第一章第二節「撰関期における貴族の神祇信仰」(初出は一九九六年)第二篇第一章第三節「藤原実資の観音信仰」(初出は一九八七年)第四節「貴族の仏教信仰」(初出は一九九〇年)、松蘭斎『藤原実資―小野宮右大臣』(元木泰雄編『古代の人物6王朝の変容と武者』(思文閣、二〇〇五年)所収)、関口力『撰関時代文化史研究』(思文閣、二〇〇七年)第一章第五節「藤原実資」(初出は一九七八年・一九九三年)など参照。
- (15) 旧伏見宮本は、長元四年について正月と七月と九月の計六ヶ月分を存し、古記録本の底本である。註2書でもこれを底本として内容を検証しながら原文を作成した。以下の『小右記』書下し文も註2書による。
- (16) 山本信吉『撰関政治史論考』(吉川弘文館、二〇〇三年)第一部第三章「一上考」(初出は一九七五年)。
- (17) 末松剛『平安時代の節会における「内弁」について』(『九州史学』一一五、一九九六年)。
- (18) 吉田早苗『藤原実資の家族』(前掲註14論文)、服藤早苗前掲註13書、同「平安貴族の婚姻と家・生活―右大臣実資娘千古と婿兼頼の場合」(『埼玉学園大学紀要人間学部編』五、二〇〇五年)。
- (19) 末松剛前掲註17論文。
- (20) 『小右記』については、桃裕行『古記録の研究』上(前掲註3)「小右記諸本の研究」(初出は一九七一年)が最も詳細である。
- (21) 木本好信『平安朝日記と逸文の研究』(前掲註5)「『小右記』最下限逸文」(初出は一九七九年)。また、渡辺直彦『吏部王記』「小右記」権記」補遺」(『日本歴史』三三二、一九七六年)、渡辺直彦・河内祥輔『小右記』「権記」逸文」(『東京大学史料編纂所報』九、一九七五年)などもあり、これらの『小右記』研究の成果は古記録本に取り入れられている。
- (22) 桃裕行前掲註20論文。
- (23) 福井俊彦『労および労働についての覚書』(『日本歴史』二八三、一九七一年)、高田淳『年労加階制』以前―その成立と平安前期の位階昇進の実態について―」(『国

史学』一五〇、一九九三年。

(24) 『魚魯愚別録』(七)にも「口目抄曰」として長元四年二月十四日条が引かれている。また『除目申文抄』に、

院宮更任、

資房抄云、権大夫記云、長曆二年正月廿一日、除目也、更任院宮公卿、殊不
レ書付此中、皆加入云々、

とある。

(25) 福井俊彦前掲註23論文では、『権大夫記』を藤原資仲(一〇二一〜八七)の日記とするが、高田淳前掲註23論文では『春記』としている。資仲は資平の二男で、長元五年(一〇三二)に元服、翌年に叙爵、長久二年(一〇四二)に参議、延久四年(一〇七二)に権中納言・春宮権大夫となる。小野宮流の有職典礼に通じ、『青陽抄』『節会抄』を著したことが知られる。

(26) 斎木一馬前掲註3書の他、築島裕『平安時代語新論』(東京大学出版会、一九六九年)、峰岸明『平安時代古記録の国語学的研究』(東京大学出版会、一九八六年)、山口佳紀『古代日本文体史論考』(有精堂出版、一九九三年)、清水教子『平安中期記録語の研究』(翰林書房、一九九三年)、同『平安後期公卿日記の日本語学的研究』(翰林書房、二〇〇五年)、中山緑朗『平安・鎌倉時代古記録の語彙』(東苑社、一九九五年)、小山登久『平安時代公家日記の国語学的研究』(おうふう、一九九六年)、遠藤好英『平安時代の記録語の文体史的研究』(おうふう、二〇〇六年)、堀畑正臣『古記録資料の国語学的研究』(清文堂出版、二〇〇七年)などがある。また、阿部猛『古文書古記録語辞典』(東京堂出版、二〇〇五年)も参照。

(27) 拙稿『『小右記』の語法と「下官」の用法』(『ぐんしよ』五二、二〇〇一年)。